破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第５０４号
広島市西区上天満町８番14―505号、破産手続開始申立時の住所福岡市東区原田１丁目９番20―506号
破産者　片岡　　叔
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４４３号
福岡市東区唐原５丁目５番10―305号、破産手続開始決定時の住所福岡市東区雁の巣１丁目36番６号
破産者　近藤　　賢
1　決定年月日　平成27年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６０号
茨城県土浦市田中１丁目６番35号
破産者　桑原　誠一
1　決定年月日　平成27年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１１２号
東京都昭島市宮沢町１丁目17番10号、開始決定時の住所山梨県甲府市朝気１丁目９番21号
破産者　窪田　祐美
1　決定年月日　平成27年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５号
京都市右京区鳴滝音戸山町６番地３　鳴滝グリーンハイツ210号（開始決定時の住所、京都府舞鶴市字大波下1293番地の１）
破産者　浪江　　俊
1　決定年月日　平成27年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２６年（フ）第２９６号
兵庫県加古川市上荘町都台３丁目15番地の８
破産者　善積　真志
1　決定年月日　平成27年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４３号
兵庫県姫路市東雲町５丁目11番地１
破産者　井上　敬三
1　決定年月日　平成27年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１８０号
兵庫県姫路市書写1066番地４
破産者　中山　宗一
1　決定年月日　平成27年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第７号
岐阜県多治見市滝呂町14丁目47番地
破産者　柴田　昌実
1　決定年月日　平成27年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第８１号
愛知県豊田市久岡町４丁目73番地　マルシェ502号、前住所愛知県豊田市寿町４丁目49番地１　真栄マンション403号
破産者　野中　　晃
1　決定年月日　平成27年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第５３号
熊本市中央区桜町２番32号
破産者　菊田　省吾
1　決定年月日　平成27年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２５７号
群馬県伊勢崎市羽黒町30―16、開始決定時の住所群馬県伊勢崎市今泉町１丁目1491番地２
破産者　品川　孝子
1　決定年月日　平成27年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第９２号
群馬県伊勢崎市安堀町1909番地１　レオパレスＫ＆Ｋ103、開始決定時の住所表示群馬県伊勢崎市安堀町418番地　レオパレスＫ＆Ｋ103
破産者　楠瀬　弘美
1　決定年月日　平成27年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３７１号
埼玉県戸田市笹目３丁目16番地の３　（戸田ホームズ102号室）
破産者　辻野　眞仁
1　決定年月日　平成27年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３２４９号
大阪府吹田市朝日町２番906号、破産開始決定時の住所大阪府吹田市藤白台４丁目11番８号
破産者　上田　　修
1　決定年月日　平成27年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７２１号
大阪府豊中市利倉２丁目７番33号、前住所大阪府豊中市利倉２丁目11番11号
破産者　橋本　政郎
1　決定年月日　平成27年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６６１号
大阪府吹田市泉町４丁目40番45号（幸新文化１階）、開始決定時大阪府豊中市大島町１丁目11番36号
破産者　西川　　武
1　決定年月日　平成27年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部